

第4期第2回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和元年7月30日（火）

15：00～16：30

場所：横浜市役所8階 8A会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 議事
 - (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
 - (2) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について
- 6 閉会

〔配付資料〕

- | | | |
|-----|--|---------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 | 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 | 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 | |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 | |
| 資料5 | 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について | |
| 別紙 | 【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画 | 点検・評価案（基本施策②） |
| 資料6 | 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について | |
| 別紙1 | 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方 | |

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	おおの いさお 大野 功	
4	市民委員	くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸	
5	横浜市PTA連絡協議会 副会長	ななうみ らいじ 七海 雷児	
6	横浜市主任児童委員連絡会 代表	ふじい ちか 藤井 千佳	
7	横浜市子ども会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
8	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	せこ まさき 世古 正樹	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員
10	横浜市小学校長会 副会長	やなぎさわ じゅん 柳澤 潤	臨時委員

※任期は令和2年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

所 属	氏 名
青少年部長	宮 谷 敦 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課整備担当課長	浦 崎 真 仁
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	北 川 博 之
放課後児童育成課整備担当係長	矢 口 照 彦
放課後児童育成課整備担当係長	中 澤 宣 裕
放課後児童育成課整備担当係長	唐 澤 英 和
企画調整課長	谷 口 千 尋
企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

（1）進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を4段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

（2）今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び3の一部、基本施策5～9
保育・教育部会	基本施策1及び3の一部
放課後部会	基本施策1及び2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び4

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ ※4	○ ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンシェルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

別紙

【基本施策②】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 42校ではまっこふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を行うとともに、26か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援するなど、安心・安全な子どもたちの放課後の居場所を充実させました。
- 市内25か所のプレイパークにおいて、延べ1,265回の活動支援を行い、公園の特徴を生かした普段できない遊びや活動機会を提供しました。また、当該事業の認知度向上の取組として、民間企業と連携して地域情報紙への事業紹介コラムを平成29年度に引き続き掲載しました。（計6回掲載）

■取組による成果

- 放課後キッズクラブへの転換や放課後児童クラブの分割・移転により、留守家庭児童の放課後の居場所を充実させることができました。
- 生き生きと自由に遊べる体験活動を充実させたことで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、令和元年度中に全小学校ではまっこふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を完了するとともに、全放課後児童クラブの基準適合を目指し、支援策の拡充を行います。あわせて、質の向上のための人材育成研修等を行います。
- 引き続きプレイパークの活動を支援することで、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域とともに子ども・青少年の健全育成を図っていきます。

<指標> ※基本施策①の指標を掲載

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	<30年度の振り返り>		所管課
					31年3月末時点	進捗状況	
3	1	放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ② 8.0% (25年度)	①100%(全校) ②100%(分割・移転を終えた全クラブ)	①86.2% ②54.5%	B	放課後児童育成課

<主な事業・取組>

No.	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
						H30 目標値	31年3月末時点								
3	2	☆ 放課後児童育成事業 (基本施策①の再掲)	①留守家庭児童対応の定員数 (登録児童数) ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	①11,761人 ②89校 ③12クラブ (25年度)	①24,618人 ②全校 ③必要な分割・移転を終えた全クラブ	①23,038人 ②- ③-	①22,583人 ②294校 ③73クラブ	B	増加する留守家庭児童に対応するため、はまっこふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転校を42校実施し、放課後の子どもたちの居場所を確保した。また、放課後児童クラブについては、移転、分割等を支援することにより、新たに26か所が基準適合した。	8,433,079千円		B	【放課後キッズクラブ】 保護者からは「学校内にあるため安心して利用できる」という声が多くあり、活動等の内容の満足度として、約8割の方が「満足」「やや満足」と回答している。今後望むこととしては、「プログラムの充実」、「施設・設備の充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」という要望が多くあった。事業者からは、「人材の確保が難しく、利用者の増加や長期休業に伴う職員配置が困難」、「施設面での課題として活動スペースが狭い」といった声が寄せられている。	推進	放課後児童育成課
4	2	プレイパーク支援事業	活動支援回数	1,145回 (年間延べ) (25年度)	1,240回 (年間延べ)	-	1,265回	A	30年度は市内25か所において、延べ1,265回の活動支援を行いました。また、当該事業の認知度向上の取組として、民間企業と連携して地域情報紙への事業紹介コラムを29年度から引き続き掲載しました。（29年度：2回、30年度：4回、計6回）	31,366千円		A	利用者からは、「普段体験できない遊びが体験できる」「アットホームで、親も自然体になれる。親戚も友人もない町で一人じゃないと思えた」との声があり、貴重な遊びの場及び地域交流の場となっている。事業者からは、認知度の向上と、プレイパークの運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見があった。	推進	放課後児童育成課

次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における 地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について

【趣 旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「計画」という。)には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)と、量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が令和元年度までとなっていることから、次期計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する必要があります。
- ◆ 本日は、昨年度、各部会及び総会で検討を進めてきた「量の見込み」に対応する「確保方策」(案)について検討を行います。

※本日お示しする確保方策(案)については、一定の考え方に基づく案であり、本日頂いたご意見等をもとに関係機関等との議論を経て、今後、変更となる可能性があります。

【次期計画策定までの今後の主なスケジュール(予定)】

令和元年7月頃～	総会・各部会において、計画素案(案)の検討
10月頃	総会において、計画素案(案)（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）のとりまとめ 計画素案公表、パブリックコメントの実施
12月頃	総会において、計画原案(案)のとりまとめ
令和2年3月	計画策定

次期計画における「確保方策」(案)について

平成31年1～3月に開催しました「横浜市子ども・子育て会議」の各部会及び総会でご審議いただいた、本市における「量の見込み」※を踏まえ、「確保方策」(案)を設定しました。

各事業の「確保方策」(案)の計画値及び算出の考え方は「別紙1」のとおりです。

※「量の見込み」については、算出にあたっての基本的な考え方及び算出方法を基に、一部最新の実績等を反映し、更新しました。

＜「量の見込み」の算出にあたっての基本的な考え方、算出方法＞

(1) ○現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、対象児童数(推計人口)※¹や利用ニーズ把握のための調査(平成30年度実施)結果、事業実績※²等をもとに、次期計画の最終年度である令和6年度の量の見込み(到達点)を算出します。

○令和6年度に向けた各年度(令和2～5年度)の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する(またはニーズが徐々に下がる)と仮定し、30年度の実績値※³を起点として、令和6年度の量の見込み(到達点)に向けて、平均的に増加(または減少)していくものとして算出します。

※1 31年度確定値(4月1日時点)を反映 ※2 30年度実績を反映

※3 量の見込み算出の起点を31年度末見込み値から変更

量の見込み＝児童数(推計人口) × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合
(上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。)

(2) 各事業の特性や実績など個別事情により、上記(1)による算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

【参考1】潜在家庭類型の種類(国の手引きから抜粋)

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

【参考2】推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口（以下、「元推計」）を一部補正※として使用します。

※補正内容：元推計の31年度の値を確定値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用して令和2年度以降の推計人口を算出

（単位：人）

	元推計	確定値	推計人口（補正後）				
	平成31年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	28,417	26,983	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
1歳	28,968	28,229	27,582	27,116	26,751	26,497	26,305
2歳	29,552	29,098	28,450	27,805	27,342	26,982	26,732
3歳	30,318	30,067	29,231	28,573	27,925	27,457	27,093
4歳	29,431	30,577	31,450	30,578	29,887	29,200	28,707
5歳	29,405	30,289	30,246	31,101	30,245	29,570	28,897
0-5歳計	176,091	175,243	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
6歳	30,115	30,946	30,132	30,087	30,940	30,087	29,414
7歳	30,191	30,613	30,461	29,657	29,604	30,441	29,597
8歳	30,659	31,522	30,968	30,795	29,966	29,908	30,755
9歳	30,955	31,683	31,287	30,722	30,554	29,740	29,692
10歳	30,927	31,690	31,643	31,238	30,672	30,506	29,706
11歳	31,283	32,062	31,709	31,649	31,245	30,683	30,509
12歳	31,184	32,109	32,223	31,858	31,796	31,385	30,809
13歳	31,081	31,143	31,275	31,382	31,041	30,980	30,581
14歳	30,953	32,189	32,335	32,439	32,556	32,188	32,124
15歳	32,307	33,080	31,708	31,840	31,951	32,056	31,697
16歳	33,242	33,423	32,925	31,548	31,680	31,796	31,904
17歳	34,491	34,070	33,294	32,788	31,417	31,549	31,657
6-17歳小計	377,388	384,530	379,960	376,003	373,422	371,319	368,445
合計	553,479	559,773	553,447	547,348	541,492	536,753	531,748



（単位：人）

	元推計	確定値	推計人口（補正後）				
	平成30年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	29,077	27,561	26,478	26,127	25,881	25,692	25,535
1歳	29,630	29,210	27,915	27,452	27,092	26,839	26,648
2歳	30,394	30,098	28,602	27,952	27,484	27,120	26,868
3歳	29,502	30,621	30,616	29,926	29,243	28,748	28,364
4歳	29,475	30,310	31,113	30,255	29,577	28,904	28,420
5歳	30,203	31,105	30,250	31,107	30,249	29,573	28,903
0-5歳計	178,281	178,905	174,974	172,819	169,526	166,876	164,738
6歳	30,280	30,565	29,613	29,560	30,393	29,552	28,892
7歳	30,749	31,450	30,723	29,896	29,840	30,682	29,833
8歳	31,047	31,606	30,643	30,475	29,661	29,613	30,440
9歳	31,018	31,629	31,177	30,611	30,445	29,645	29,597
10歳	31,275	32,000	31,584	31,181	30,619	30,445	29,638
11歳	31,175	32,053	31,802	31,740	31,332	30,753	30,580
12歳	31,073	31,049	31,282	30,946	30,884	30,488	29,952
13歳	30,946	32,151	32,400	32,516	32,145	32,082	31,677
14歳	32,302	33,062	31,825	31,936	32,042	31,679	31,610
15歳	32,799	33,301	31,440	31,572	31,688	31,799	31,442
16歳	34,031	34,003	32,731	31,358	31,493	31,604	31,714
17歳	34,718	34,250	33,242	32,733	31,366	31,507	31,611
6-17歳小計	381,413	387,119	378,462	374,524	371,908	369,849	366,986
合計	559,694	566,024	553,436	547,343	541,434	536,725	531,724

【参考3】事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 		○		
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 				
地域子ども・子育て支援事業	1	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業	○		
	2	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	○		
	3	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ ・トワイライトステイ ・母子生活支援施設緊急一時保護事業 	○		
	4	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 	○		
	5	病児保育事業	・病児保育事業	○		
	6	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てパートナー ・保育・教育コンシェルジュ ・母子保健コーディネーター 	○	○	
	7	時間外保育事業	・延長保育事業（夕延長）		○	
	8	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・放課後キッズクラブ（一部） 			○
	9	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点 ・親と子のつどいの広場 ・認定こども園及び保育所子育てひろば ・私立幼稚園等はまっ子広場等 	○		
	10	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での一時預かり ・保育所での一時保育 ・横浜保育室での一時保育 ・乳幼児一時預かり事業 ・親と子のつどいの広場での一時預かり ・24時間型緊急一時保育 ・休日の一時保育 	○	○	
	11	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム	○		

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

別紙1

		次期計画(R2~R6年度)	現行計画(H27~R元年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「放課後児童健全育成事業」		
本市事業		放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	
事業内容		「放課後キッズクラブ」は、児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年令児間の遊びを通じた交流を促進するとともに、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供する事業です。 「放課後児童クラブ」は、地域の理解と協力のもとに実施する放課後児童健全事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。		
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C ■C' □D ■E ■E' □F)	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)	
対象年齢		6~11歳		
量の 見込み (案) 算出の 考え方	方法	国「手引き」を一部アレンジ	市の考え方による	
	算出根拠	<p>■「国の手引き」(平成30年8月24日発出)及び「補足の事務連絡」(平成30年12月27日発出)に示されている考え方に基づいて、次のステップで「量の見込み」の算出を行いました。</p> <p>【ステップ1】R6年度の小学校1年生の「量の見込み」を算出する。 R6年度の放課後児童健全育成事業所の小学校1年生の利用者は、次の「X」が潜在的な利用者となる。 ○X: R5年度における5歳児で保育事業を利用すると見込まれるケース(「X1+X2」) X1: 2号認定を受けると見込まれる者 X2: 1号認定を受けて幼稚園預かり保育事業を利用すると見込まれる者</p> <p>【ステップ2】R6年度の小学校2~6年生の「量の見込み」については、小学校1年生から学年が上がる際に登録児童数が変動する割合の実績を勘案する。 小学校2年生以上の量の見込みの算出にあたっては、学年進行に伴い、利用状況が変動する特性を反映してニーズ量を算出する。</p> <p>【ステップ3】計画期間中、子の小学校入学後に、親が働き始めるケースを加味する。 「保育事業の利用希望のある家庭について、子が小学校入学後に保護者が就労を始めることを希望しているケースを、R6年度1~6年生の「量の見込み」に加える。この際、ステップ2と同様、学年進行に伴い、利用状況について変動する特性を反映して算出する。</p> <p>【ステップ4】親が17時までに帰宅する場合は放課後児童健全育成事業所を利用しないと考えられるため、一定割合を減じる。 横浜市の場合は、全児童対策である放課後キッズクラブ(利用区分1)を17時まで実施しており、保護者が17時までに帰宅する場合は、放課後児童健全育成事業を利用しないと想定される。 そのため、保護者が17時以降に帰宅する児童が放課後児童健全育成事業を利用すると考えて、一定割合を減じて「量の見込み」を算出する。</p> <p>■「国の手引き」及び「補足の事務連絡」のアレンジ 計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒「補足の事務連絡」で示されている基本的な考え方に従ってR6年度の「量の見込み」を算出し、R6年度に向けて平均的に量が増加するものとして、途中年度の「量の見込み」を算定する。</p>	<p>■本市では、ニーズ調査にて未就学児保護者とともに小学生保護者も対象として実施した。国の手引では、家庭別類型の4分類のみを抽出し、さらに未就学調査のみを使用して算出している。しかし、放課後キッズクラブは全児童対応であることから留守家庭児童のみに限定しておらず、また、放課後子ども教室部分(17時まで)で対応出来る保護者と放課後児童健全育成事業部分(17時以降)を必要とする保護者を整理する必要がある。そこで、両方の調査結果を活用するとともに本市の実情を踏まえて見込量を算定した。</p> <p>■「見込量(人)」=「小学校児童数」×「利用率」 ・「小学校児童数」は「義務教育人口推計(※)」を使用 ・「利用率」: ニーズ調査により把握した、放課後児童クラブ、小学校施設(17時以降)利用実態及び利用意向の割合 ※「義務教育人口推計」を使用することにより、学校別、年度別に具体的な事業の検討を行うことが可能</p>	
	指標(単位)	登録児童数(人)		
	現行計画からの変更等の考え方	上述のとおり		
確保方策(案)の考え方		<p>◆ 確保方策は、「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」の2事業で対応していく。 ◆ 利用する可能性のある児童がいつでも「放課後キッズクラブ」または「放課後児童クラブ」を利用できるように、受入枠を確保していく。 ◆ 地域の実態や要望等に応じて、必要な取組を進めていく。</p> <p>(1) 放課後キッズクラブ より良い環境とするため、必要に応じて、兼用ルーム等の拡充などにより居場所を拡充していく。 (2) 放課後児童クラブ 引き続き、新設にあたっては、地域のニーズや運営主体の状況などの必要性や現実性を総合的に判断し、個別に対応していく。</p>	<p>◆ 確保方策は、「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」の2事業で対応していく。 ◆ 現在、放課後キッズクラブと放課後児童クラブで受け入れられている児童数を引き続き維持していくものとする。 ◆ その上で、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換により、所要量を確保していく。 ◆ 児童急増学区については、「放課後キッズクラブ」の兼用ルームの拡充、「放課後児童クラブ」の分割・移転等の定員拡充により、個別に確保量拡大を検討する。 ・放課後児童クラブの確保量…約10,000人 現在利用している児童数を維持するため、新基準への移行を促進 ・放課後キッズクラブの確保量…約14,000人 26年4月時点の放課後キッズクラブ(92か所)の定員約5,500人に加え、 31年度までに249校を放課後キッズクラブへ転換 平均34人×249か所=約8,500人</p>	
現行計画からの変更等の考え方		「放課後キッズクラブ」の全校展開後となるため、地域の実態や要望等に応じて、放課後キッズクラブの拡充、放課後児童クラブの新設等、個別に必要な対応をとっていく。		

※本日お示している「量の見込み」(案)については、算出に用いている事業実績を計画策定時までに最新データに更新することにより、変更となる場合があります

次期計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(案)	全市	合計	26,777	27,882	28,987	30,092	31,182
		1年生	8,449	8,710	8,971	9,232	9,492
		2年生	6,540	6,787	7,034	7,281	7,515
		3年生	5,039	5,251	5,483	5,675	5,887
		4年生	3,549	3,706	3,883	4,020	4,174
		5年生	2,218	2,367	2,516	2,665	2,814
		6年生	982	1,061	1,140	1,219	1,300
確保方策(案)	全市	合計	26,777	27,882	28,987	30,092	31,182
		1年生	8,449	8,710	8,971	9,232	9,492
		2年生	6,540	6,787	7,034	7,281	7,515
		3年生	5,039	5,251	5,483	5,675	5,887
		4年生	3,549	3,706	3,883	4,020	4,174
		5年生	2,218	2,367	2,516	2,665	2,814
		6年生	982	1,061	1,140	1,219	1,300
現行計画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	計画値	合計	22,559	23,603	24,294	24,464	24,618
		低学年	16,902	17,928	17,734	17,477	17,322
		高学年	5,657	5,675	6,560	6,987	7,296
	実績値	合計	14,336	15,758	16,968	0	0
		低学年	10,598	11,683	12,547	集計中	集計中
		高学年	3,738	4,075	4,421	集計中	集計中
確保方策	計画値	合計	17,319	18,997	20,955	23,038	24,618
		低学年	12,979	14,423	15,284	16,458	17,322
		高学年	4,340	4,574	5,661	6,580	7,296
	実績値	合計	17,855	20,163	21,707	22,583	0
		低学年	13,381	15,308	15,843	16,133	集計中
		高学年	4,474	4,855	5,864	6,450	集計中

地域子ども・子育て支援事業			放課後児童健全育成事業					
本市事業			放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ					
対象年齢			6～11歳					
指標(単位)			登録児童数(人)					
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量的見込み(案)／確保方策(案)	全市	量的見込み	1年生	8,449	8,710	8,971	9,232	9,492
			2年生	6,540	6,787	7,034	7,281	7,515
			3年生	5,039	5,251	5,463	5,675	5,887
			4年生	3,549	3,706	3,863	4,020	4,174
			5年生	2,218	2,367	2,516	2,665	2,814
			6年生	982	1,061	1,140	1,219	1,300
			計	26,777	27,882	28,987	30,092	31,182
	全市	確保方策	1年生	8,449	8,710	8,971	9,232	9,492
			2年生	6,540	6,787	7,034	7,281	7,515
			3年生	5,039	5,251	5,463	5,675	5,887
			4年生	3,549	3,706	3,863	4,020	4,174
			5年生	2,218	2,367	2,516	2,665	2,814
			6年生	982	1,061	1,140	1,219	1,300
			計	26,777	27,882	28,987	30,092	31,182
鶴見区	量的見込み	1年生	719	753	787	821	853	
		2年生	556	586	616	646	674	
		3年生	429	454	479	504	528	
		4年生	302	320	338	356	374	
		5年生	189	205	221	237	251	
		6年生	83	91	99	107	116	
		計	2,278	2,409	2,540	2,671	2,796	
鶴見区	確保方策	1年生	719	753	787	821	853	
		2年生	556	586	616	646	674	
		3年生	429	454	479	504	528	
		4年生	302	320	338	356	374	
		5年生	189	205	221	237	251	
		6年生	83	91	99	107	116	
		計	2,278	2,409	2,540	2,671	2,796	
神奈川区	量的見込み	1年生	565	587	609	631	652	
		2年生	437	457	477	497	515	
		3年生	337	354	371	388	403	
		4年生	237	249	261	273	285	
		5年生	148	159	170	181	191	
		6年生	66	72	78	84	88	
		計	1,790	1,878	1,966	2,054	2,134	
神奈川区	確保方策	1年生	565	587	609	631	652	
		2年生	437	457	477	497	515	
		3年生	337	354	371	388	403	
		4年生	237	249	261	273	285	
		5年生	148	159	170	181	191	
		6年生	66	72	78	84	88	
		計	1,790	1,878	1,966	2,054	2,134	

			年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(案)／確保方策(案)	西区	量の見込み	1年生	216	235	254	273	290
			2年生	167	183	199	215	229
			3年生	129	142	155	168	179
			4年生	91	100	109	118	127
			5年生	57	64	71	78	84
			6年生	25	28	31	34	39
			計	685	752	819	886	948
		確保方策	1年生	216	235	254	273	290
			2年生	167	183	199	215	229
			3年生	129	142	155	168	179
			4年生	91	100	109	118	127
			5年生	57	64	71	78	84
	6年生		25	28	31	34	39	
	計	685	752	819	886	948		
	中区	量の見込み	1年生	295	316	337	358	377
			2年生	228	245	262	279	298
			3年生	176	190	204	218	234
			4年生	124	134	144	154	166
			5年生	77	85	93	101	111
			6年生	34	38	42	46	51
			計	934	1,008	1,082	1,156	1,237
		確保方策	1年生	295	316	337	358	377
			2年生	228	245	262	279	298
			3年生	176	190	204	218	234
4年生			124	134	144	154	166	
5年生			77	85	93	101	111	
6年生	34		38	42	46	51		
計	934	1,008	1,082	1,156	1,237			
南区	量の見込み	1年生	376	397	418	439	459	
		2年生	291	309	327	345	363	
		3年生	224	239	254	269	284	
		4年生	158	169	180	191	201	
		5年生	99	108	117	126	135	
		6年生	44	49	54	59	62	
		計	1,192	1,271	1,350	1,429	1,504	
	確保方策	1年生	376	397	418	439	459	
		2年生	291	309	327	345	363	
		3年生	224	239	254	269	284	
		4年生	158	169	180	191	201	
		5年生	99	108	117	126	135	
6年生		44	49	54	59	62		
計	1,192	1,271	1,350	1,429	1,504			

			年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(案)／確保方策(案)	港南区	量の見込み	1年生	490	498	506	514	524
			2年生	380	389	398	407	414
			3年生	292	300	308	316	323
			4年生	206	212	218	224	229
			5年生	128	134	140	146	153
			6年生	56	59	62	65	70
			計	1,552	1,592	1,632	1,672	1,713
		確保方策	1年生	490	498	506	514	524
			2年生	380	389	398	407	414
			3年生	292	300	308	316	323
			4年生	206	212	218	224	229
			5年生	128	134	140	146	153
	6年生		56	59	62	65	70	
	計	1,552	1,592	1,632	1,672	1,713		
	保土ヶ谷区	量の見込み	1年生	424	434	444	454	465
			2年生	328	338	348	358	369
			3年生	253	262	271	280	289
			4年生	178	185	192	199	205
			5年生	111	118	125	132	139
			6年生	50	54	58	62	64
			計	1,344	1,391	1,438	1,485	1,531
		確保方策	1年生	424	434	444	454	465
			2年生	328	338	348	358	369
			3年生	253	262	271	280	289
4年生			178	185	192	199	205	
5年生			111	118	125	132	139	
6年生	50		54	58	62	64		
計	1,344	1,391	1,438	1,485	1,531			
旭区	量の見込み	1年生	532	534	536	538	542	
		2年生	412	417	422	427	430	
		3年生	317	322	327	332	337	
		4年生	223	227	231	235	239	
		5年生	140	146	152	158	162	
		6年生	61	64	67	70	75	
		計	1,685	1,710	1,735	1,760	1,785	
	確保方策	1年生	532	534	536	538	542	
		2年生	412	417	422	427	430	
		3年生	317	322	327	332	337	
		4年生	223	227	231	235	239	
		5年生	140	146	152	158	162	
6年生		61	64	67	70	75		
計	1,685	1,710	1,735	1,760	1,785			

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み(案)／確保方策(案)	磯子区	量の見込み	1年生	372	373	374	375	375
			2年生	288	290	292	294	298
			3年生	222	225	228	231	234
			4年生	156	158	160	162	166
			5年生	98	102	106	110	114
			6年生	43	45	47	49	53
			計	1,179	1,193	1,207	1,221	1,240
		確保方策	1年生	372	373	374	375	375
			2年生	288	290	292	294	298
			3年生	222	225	228	231	234
			4年生	156	158	160	162	166
			5年生	98	102	106	110	114
			6年生	43	45	47	49	53
			計	1,179	1,193	1,207	1,221	1,240
	金沢区	量の見込み	1年生	415	419	423	427	431
			2年生	321	326	331	336	342
			3年生	248	253	258	263	268
			4年生	174	178	182	186	190
			5年生	109	114	119	124	129
			6年生	48	51	54	57	60
			計	1,315	1,341	1,367	1,393	1,420
		確保方策	1年生	415	419	423	427	431
			2年生	321	326	331	336	342
			3年生	248	253	258	263	268
4年生			174	178	182	186	190	
5年生			109	114	119	124	129	
6年生			48	51	54	57	60	
計			1,315	1,341	1,367	1,393	1,420	
港北区	量の見込み	1年生	830	880	930	980	1,031	
		2年生	642	685	728	771	815	
		3年生	495	530	565	600	637	
		4年生	349	375	401	427	452	
		5年生	218	239	260	281	302	
		6年生	97	108	119	130	139	
		計	2,631	2,817	3,003	3,189	3,376	
	確保方策	1年生	830	880	930	980	1,031	
		2年生	642	685	728	771	815	
		3年生	495	530	565	600	637	
		4年生	349	375	401	427	452	
		5年生	218	239	260	281	302	
		6年生	97	108	119	130	139	
		計	2,631	2,817	3,003	3,189	3,376	

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み(案)／確保方策(案)	緑区	量の見込み	1年生	455	457	459	461	463
			2年生	352	356	360	364	367
			3年生	271	275	279	283	288
			4年生	190	193	196	199	204
			5年生	119	124	129	134	138
			6年生	53	56	59	62	64
			計	1,440	1,461	1,482	1,503	1,524
		確保方策	1年生	455	457	459	461	463
			2年生	352	356	360	364	367
			3年生	271	275	279	283	288
			4年生	190	193	196	199	204
			5年生	119	124	129	134	138
			6年生	53	56	59	62	64
			計	1,440	1,461	1,482	1,503	1,524
	青葉区	量の見込み	1年生	697	725	753	781	811
			2年生	540	566	592	618	642
			3年生	416	438	460	482	503
			4年生	293	309	325	341	357
			5年生	183	197	211	225	241
			6年生	81	88	95	102	111
			計	2,210	2,323	2,436	2,549	2,665
		確保方策	1年生	697	725	753	781	811
			2年生	540	566	592	618	642
			3年生	416	438	460	482	503
4年生			293	309	325	341	357	
5年生			183	197	211	225	241	
6年生			81	88	95	102	111	
計			2,210	2,323	2,436	2,549	2,665	
都筑区	量の見込み	1年生	544	545	546	547	547	
		2年生	421	425	429	433	436	
		3年生	325	330	335	340	343	
		4年生	229	233	237	241	244	
		5年生	143	149	155	161	168	
		6年生	64	68	72	76	78	
		計	1,726	1,750	1,774	1,798	1,816	
	確保方策	1年生	544	545	546	547	547	
		2年生	421	425	429	433	436	
		3年生	325	330	335	340	343	
		4年生	229	233	237	241	244	
		5年生	143	149	155	161	168	
		6年生	64	68	72	76	78	
		計	1,726	1,750	1,774	1,798	1,816	

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み(案)／確保方策(案)	戸塚区	量の見込み	1年生	683	704	725	746	767
			2年生	529	549	569	589	607
			3年生	407	424	441	458	476
			4年生	287	300	313	326	337
			5年生	179	191	203	215	227
			6年生	79	85	91	97	105
		計	2,164	2,253	2,342	2,431	2,519	
		確保方策	1年生	683	704	725	746	767
			2年生	529	549	569	589	607
			3年生	407	424	441	458	476
			4年生	287	300	313	326	337
			5年生	179	191	203	215	227
	6年生		79	85	91	97	105	
	計	2,164	2,253	2,342	2,431	2,519		
	栄区	量の見込み	1年生	227	230	233	236	240
			2年生	176	180	184	188	190
			3年生	135	138	141	144	149
			4年生	96	99	102	105	106
			5年生	60	63	66	69	72
			6年生	27	29	31	33	34
		計	721	739	757	775	791	
		確保方策	1年生	227	230	233	236	240
			2年生	176	180	184	188	190
			3年生	135	138	141	144	149
4年生			96	99	102	105	106	
5年生			60	63	66	69	72	
6年生	27		29	31	33	34		
計	721	739	757	775	791			
泉区	量の見込み	1年生	333	339	345	351	355	
		2年生	258	264	270	276	281	
		3年生	198	203	208	213	220	
		4年生	140	144	148	152	156	
		5年生	87	91	95	99	105	
		6年生	39	42	45	48	49	
	計	1,055	1,083	1,111	1,139	1,166		
	確保方策	1年生	333	339	345	351	355	
		2年生	258	264	270	276	281	
		3年生	198	203	208	213	220	
		4年生	140	144	148	152	156	
		5年生	87	91	95	99	105	
6年生		39	42	45	48	49		
計	1,055	1,083	1,111	1,139	1,166			

	年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の 見込み (案) ／ 確保 方策 (案)	瀬谷区	量の 見込み	1年生	276	284	292	300
2年生				214	222	230	238	245
3年生				165	172	179	186	192
4年生				116	121	126	131	136
5年生				73	78	83	88	92
6年生				32	34	36	38	42
計				876	911	946	981	1,017
瀬谷区		確保 方策	1年生	276	284	292	300	310
			2年生	214	222	230	238	245
			3年生	165	172	179	186	192
			4年生	116	121	126	131	136
			5年生	73	78	83	88	92
			6年生	32	34	36	38	42
			計	876	911	946	981	1,017